

知立市入札者心得書

(趣旨)

第1条 この心得書は、工事又は製造の請負、設計、測量等の委託、物品の購入、物品の借入れその他の契約の締結について、知立市（以下「市」という。）が行う競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項について定めるものとする。

(指名等の取消し)

第2条 入札参加者は、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者となったときは、直ちに届け出なければならない。

2 前項に該当した者に対して行った入札参加者の指名は、特別の理由がある場合のほか、これを取り消し、又は一般競争入札に参加させないものとする。

第3条 入札参加者が次の各号の一に該当する者となった場合又はこれに該当する者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用した場合は、当該指名を取消し、又は当該一般競争入札に参加させないことがある。

(1) 契約の履行にあたり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき

(7) 前各号の一に該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行にあたり代理人、支配人その他使用人として使用した者

2 前項にかかわらず、市が別に定める基準により入札参加資格停止の処分を受けた者については、当該指名を取消す。

第4条 入札参加者の経営、資産又は信用の状況の変動により、契約の履行がなされない恐れがあると認められる事態が発生したとき、又は契約の相手方として不適当と認められる事態が発生したときは、当該指名を取り消し、又は当該一般競争入札に参加させないものとする。

(入札保証金)

第5条 入札参加者は、その見積金額（単価による入札にあつては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。）の100分の5以上の入札保証金を納入しなければならない。

ただし、次の各号の一に該当する場合は、その全部又は一部の納付を要しない。

- (1) 入札参加者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 指名競争入札にあっては、指名競争入札通知書（以下「通知書」という。）、一般競争入札にあっては入札公告において、入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

（入札保証金の納付に代わる担保）

第6条 前条の規定による入札保証金の納付は、次の表に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。この場合において、当該担保の価値は、担保の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に定めるところによる。

担 保 の 種 類	担 保 の 価 値
国 債 及 び 地 方 債	額面金額
政 府 の 保 証 の あ る 債 券	額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の10分の8の金額
市 長 が 確 実 と 認 め る 社 債	
銀 行 等 に 対 す る 定 期 預 金 債 権	当該債権証書に記載された債券金額
銀 行 等 が 振 り 出 し、又 は 支 払 保 証 を し た 小 切 手	券面金額
銀 行 等 の 保 証	保証する金額

（入札保証保険証券の提出）

第7条 入札参加者は、市を被保険者とする入札保証保険契約を締結して入札保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出しなければならない。

（入札保証金等の納付方法）

第8条 入札保証金は、市の発行する納付書により納付しなければならない。

- 2 出納員は、入札保証金の納付があったときには、納付証明書を当該納入者に交付する。
- 3 前2項の規定は、入札保証金の納付に代えて有価証券を担保として提供する場合について準用する。

（入札の基本的事項）

第9条 入札参加者は、市から指示された設計書、図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）その他契約締結に必要な条件を検討のうえ、入札しなければならない。

- 2 入札参加者は、契約書案、図面、仕様書、現場説明書、入札公告、入札説明書等全ての図書について疑義があるときは、書面により関係職員の説明を求めることができる。
- 3 設計図書に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が設計図書の相互の関係

により明白であるときは、落札者はその誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒むことができない。

- 4 第1項の規定による入札は、総価により行わなければならない。ただし、指名通知書又は入札公告において単価によるべきことを指示した場合には、その指示するところによる。

(公正な入札の確保)

第9条の2 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札)

第10条 入札参加者は、入札を行うときは、入札書及び入札書封筒に必要な事項を記載し、記名押印の上、封緘したものを、あらかじめ指名通知書又は入札公告に示された日時及び場所において、市職員の指示により提出しなければならない。

- 2 競争入札に付する工事にあつては、入札参加者は、前項の規定による入札書の提出の際に、入札金額の内訳を記載した書類（以下「積算内訳書」という。）を提出しなければならない。
- 3 前2項の規定による入札は、代理人をして行わせることができる。
- 4 入札参加者は、電子入札を行うときは、入札書受付開始日時から入札書受付締切日時までに入札書に必要な事項を入力し、電子署名等を付した上で、電子調達システムにより提出しなければならない。
- 5 郵便による入札は、認めない。

(入札の辞退)

第10条の2 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - (1) 入札執行前にあつては、入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）するものとする。
 - (2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出するものとする。
- 3 電子入札において、入札参加者が入札を辞退しようとする場合は、入札書受付期間内に電子調達システムにより、契約担当者へ辞退届（第17条に規定する再度入札の場合は、再入札辞退届）を提出するものとする。
- 4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札書の書換等の禁止)

第11条 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の取りやめ等)

第12条 予定価格を事前公表している入札において辞退等により入札参加者が一人となったときは、入札の執行を取りやめることができる。ただし、入札参加者がその事実を察知できない入札方式の場合はこの限りでない。

2 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

3 開札前において、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることができる。

(開札)

第13条 開札は、入札の場所において入札の終了後直ちに入札者を立ち合わせて行うものとする。

2 前項の場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち合わせて行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、電子入札にて開札を行うときは、当該入札事務に関係のない職員の立会いの上、開札予定日時後速やかに行うものとする。

(入札の無効)

第14条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札

(2) 所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない者のした入札。ただし、第5条各号の規定により、納付を免除された者を除く。

(3) 所定の日時まで所定の場所に到達しない入札

(4) 入札に際して連合等による不正行為があった入札

(5) 同一事項の入札に対し2以上の意思表示をした入札

(6) 他人の代理を兼ね、又は2以上の代理をした者の入札

(7) 記名及び押印のない入札（電子入札を行う場合にあっては、電子署名のない入札）

(8) 入札書の記載事項が確認できない入札

(9) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札

(10) 予定価格を事前公表した場合において、積算内訳書を提出しない入札

(11) 積算内訳書の積算金額が、入札金額と同額で記載されていない入札

(12) 積算内訳書の記載事項に誤りがあり、検算によって積算金額が確認できない入札

(13) 特記があるもの以外で総額1,000円以上の値引きが記載されている積算内訳書を提出した者の入札

(14) 事前公表をした予定価格を超える入札

(15) 特定共同企業体において、その企業体を代表する者のICカードによらない入札

(16) 特定共同企業体において、特定共同企業体名の入力のない入札又は特定共同企業体名の異なる入札

(17) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

(入札談合に関する情報があった場合等の措置)

第15条 入札談合に関する情報（以下「談合情報」という。）があった場合その他談合の疑いがある場合は、入札を延期し、又は中止することがある。

2 前項の規定にかかわらず、談合情報に信ずるに足りる相当の理由がない場合は、当該入札を執行することができる。

3 前項の入札において、談合情報に示された落札者及び落札額が当該入札の落札者及び落札額と一致した場合は、当該入札を無効とすることがある。

(落札者の決定)

第16条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、当該契約の内容に適合した履行を確保するために、最低制限価格又は低入札調査基準価格並びに失格基準価格を設けたときは次の各号による。

(1) 最低制限価格を設けたときは、最低制限価格を下回った入札は失格とし、予定価格の制限内で最低制限価格以上の入札者のうち最低価格の入札者を落札者とする。

(2) 低入札調査基準価格を設けたときは、低入札調査基準価格を下回る入札が行われた場合に落札者の決定を保留し、直ちに低入札者を契約の相手方とすることの適否を調査する。その結果、契約の履行確保を認めた場合は、当該低入札者を落札者とする。また、契約の履行確保が認められない場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で低入札調査基準価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

なお、失格基準価格を設けたときは、失格基準価格を下回った入札は失格とする。

(再度入札)

第17条 開札をした場合において、落札者とすべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことができる。ただし、再度の入札は原則として2回を限度とする。

2 次の各号の一に該当する入札をした者は、再度入札に参加することはできない。

(1) 第14条の各号に該当する入札

(2) 第16条第1号の規定による最低制限価格を下回った入札

(3) 第16条第2号の規定による失格基準価格を下回った入札

(4) 前回の入札における最低価格以上の入札

(再度入札の入札保証金)

第18条 前条の規定により再度入札をする場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）をもって再度入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

(くじによる落札者の決定)

第19条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にく

じを引かせて落札者を決定する。ただし、電子入札の場合は、電子くじにより落札者を決定するものとする。

- 2 前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって、当該入札事務に関係のない市職員がくじを引くものとする。

(入札結果の通知)

第20条 開札した場合において、落札者があるときはその者の氏名（法人の場合は、その名称）及び金額を、落札者がないときにはその旨を、開札に立ち会った入札者に直ちに口頭で知らせるものとする。この場合において、落札者となった者が開札に立ち会わなかったときは、その者に落札者となった旨を通知するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、電子入札において落札者を決定したときは、入札参加者に対し電子調達システムにより落札者決定通知書を送信するものとする。

(契約書の作成)

第21条 落札者は、落札決定の日の翌日から起算して7日以内（閉庁日を除く）に、契約書（契約書の作成を省略する場合にあつては、請書。この条において同じ。）を作成し、記名押印のうえ、設計図書を添えて提出しなければならない。ただし、市において必要があるときは、提出期限を変更することがある。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことがある。

(契約書の作成の省略)

第22条 契約書の作成を省略する場合は、あらかじめ指名通知書及び入札公告において指示するものとする。

- 2 前項の規定により契約書の作成を省略する場合には、請書を徴するものとする。ただし、1件10万円を超えない契約については、この限りでない。

(契約の確定)

第23条 契約書を作成する契約にあつては、契約担当者が落札者とともに契約書に記名押印したとき、請書による契約にあつては、落札者が請書に記名押印したときに確定する。

(入札保証金等の還付)

第24条 入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。この条及び次条において同じ。）は入札終了後直ちにこれを還付するものとする。ただし、落札者に対しては契約保証金を納付したとき（契約保証金の納付に代えて担保が提供される場合においては、当該担保の提供後。）還付するものとする。

- 2 前項ただし書きの規定にかかわらず、契約保証金の納付の免除を受けた者にあつては契約を締結したとき、又は請書を提出したとき入札保証金を還付するものとする。
- 3 落札者以外の者が入札保証金の還付を受ける場合においては、入札保証金領収書を出納員に

提出するものとする。

(入札保証金に対する利息)

第25条 入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した日から、その還付を受ける日までの期間に対する利息の支払を請求することができない。

(入札保証金の没収)

第26条 入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の納付に係る入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）は市に帰属するものとする。

(議会の議決を経なければならない契約)

第27条 知立市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和45年知立市条例第46号）の規定により議会の議決に付すべきものについて落札者が決定したときは遅滞なく仮契約書を取りかわすものとする。

2 前項の場合で、知立市議会の議決を得たときは、前項に規定する仮契約書を本契約書とみなすものとする。

(その他の事項)

第28条 この心得書に定めのない事項については、関係法令、知立市契約規則及び知立市電子入札取扱要領に定めるところによる。

附 則

この心得書は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この心得書は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この心得書は、平成3年10月1日から施行する。

附 則

この心得書は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この心得書は、平成18年10月13日から施行する。

附 則

この心得書は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この心得書は、平成23年1月4日から施行する。

附 則

この心得書は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 様式中現に使用されているものについては、なお従前の例による。

附 則

この心得書は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この心得書は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この心得書は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この心得書は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この心得書は、令和4年4月1日から施行する。

入 札 書

年 月 日

知 立 市 長 様

入札者 住所

商号又は名称

代表者役職氏名

Ⓜ

知立市入札者心得書承諾の上、下記のとおり入札します。

記

拾億	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

ただし、下記物品の納入代金

1 物 品 名

2 納 入 場 所

- (注)
- 1 用紙の大きさは日本産業規格A4とする。
 - 2 訂正又は抹消した箇所には押印をすること。
 - 3 金額の数字はアラビア数字を用い、頭に金を記入のこと。

入札者封筒 (表)

知立市長 様
物品名
納入場所
入札書 在中

(裏)

入札者 住所
商号又は名称
代表者役職氏名
印

見 積 書

年 月 日

知 立 市 長 様

見積者 住所

商号又は名称

代表者役職氏名

下記のとおり見積りします。

記

拾億	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

ただし、下記物品の納入代金

1 物 品 名

2 納 入 場 所

(注) 1 用紙の大きさは日本産業規格A4とする。

2 金額の数字はアラビア数字を用い、頭に金を記入のこと。

見積者封筒 (表)

知立市長様
物品名
納入場所
見積書 在中

(裏)

見積者 住所
商号又は名称
代表者役職氏名

入 札 書

年 月 日

知 立 市 長 様

入札者 住所

商号又は名称

代表者役職氏名

Ⓜ

知立市入札者心得書承諾の上、下記のとおり入札します。

記

拾億	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

ただし、下記工事の請負金（下記委託業務の受託料）

- 1 工 事 名
（委託業務名）
- 2 路線等の名称
- 3 工 事 場 所
（委託場所）

- (注)
- 1 用紙の大きさは日本産業規格A4とする。
 - 2 路線等の名称は必要がないときは記入しないこと。
 - 3 訂正又は抹消した箇所には押印をすること。
 - 4 金額の数字はアラビア数字を用い、頭に金を記入のこと。

入札者封筒 (表)

知立市長様
工事名 (委託業務名)
路線等の名称
工事場所 (委託場所)
入札書 在中

(裏)

入札者住所 商号又は名称 代表者役職氏名	印	印	印
----------------------------	---	---	---

見積書

年 月 日

知立市長 様

見積者 住所

商号又は名称

代表者役職氏名

下記のとおり見積りします。

記

拾億	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

ただし、下記工事の請負金（下記委託業務の受託料）

- 1 工 事 名
（委託業務名）
- 2 路線等の名称
- 3 工 事 場 所
（委託場所）

- (注)
- 1 用紙の大きさは日本産業規格A4とする。
 - 2 路線等の名称は必要がないときは記入しないこと。
 - 3 金額の数字はアラビア数字を用い、頭に金を記入のこと。

見積者封筒 (表)

知立市長 様
工事名 (委託業務名)
路線等の名称
工事場所 (委託場所)
見積書 在中

(裏)

見積者 住所 商号又は名称 代表者役職氏名

入札辞退届

年 月 日

知立市長 様

入札者 住所

商号又は名称

代表者役職氏名

このたび、下記の入札について、都合により入札を辞退いたします。

記

工 事 名 (委託業務名)	
物 品 名 (その他委託業務名)	
路 線 等 の 名 称 施 設 等 の 名 称 (物品を除く)	
工 事 場 所 (委託場所)	
納 入 場 所 (その他委託場所)	
辞 退 理 由	